

## 信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度 実施要領

### (目的)

第1条 この要綱は、長野県内における住宅の屋根等を利用して行う太陽光発電（以下「屋根ソーラー」といいます。）の普及促進を目的として実施する「信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度（以下「本制度」といいます。）」に関し、必要な事項を定めるものです。

### (制度の趣旨)

第2条 長野県では、2050年度における二酸化炭素排出量実質ゼロ（2050 ゼロカーボン）の実現に向けた取組として、特に環境への負荷の少ない屋根ソーラーの普及拡大に取り組んでいますが、今後のさらなる屋根ソーラーの普及拡大に向けては、より多くの県民の方にその意義を伝え、県全体で取り組む機運を醸成することが重要です。本制度は、屋根ソーラーの普及に協力いただける県内企業等を「信州屋根ソーラー普及パートナー」として登録し、連携して取り組むことにより、屋根ソーラーの更なる普及拡大を図るものです。

### (登録の対象)

第3条 登録の対象は、次の各号のすべてに該当する県内企業等とします。

- (1) 長野県内に本社、支社、営業所その他拠点を有し、県内において事業活動を行う法人、団体又は個人事業主であること
- (2) 構成員が長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと
- (3) 県税等租税公課の滞納がないこと

### (登録の申請)

第4条 登録を受けようとする県内企業等は、信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度登録申請書（様式第1号）を県に提出するものとします。（県が定める方法により必要な情報を県に送信することによっても申請を行うことができるものとします。）

2 県は、前項の申請が前条の登録要件を満たすと認めるときは、当該申請をした県内企業等を信州屋根ソーラー普及パートナーとして登録するとともに、信州屋根ソーラー普及パートナー登録証を交付し、別に定める専用ロゴマークの使用を認めるものとします。

### (パートナー企業等の取組内容)

第5条 信州屋根ソーラー普及パートナーに登録された県内企業等（以下「パートナー企業等」という。）は、次に掲げるもののうち少なくとも1つ以上の取組を行うものとします。

- (1) 従業員及び職員等に対する屋根ソーラーの周知・啓発
- (2) 顧客及び住民に対する屋根ソーラーの周知・啓発
- (3) 事業活動等において関連する企業等に対する屋根ソーラーの周知・啓発
- (4) 県民に対する屋根ソーラーに関する啓発キャンペーン等の実施
- (5) その他、屋根ソーラーの普及に関する積極的な取組

2 前項の取組を行うに当たっては、次の各号に該当しないようにしてください。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの
- (3) 企業等の利益誘導を伴うもの

(県の支援及び広報等)

第6条 県は、パートナー企業等に対し、長野県が行うゼロカーボンの実現に向けた取組や、屋根ソーラーに関する情報を提供します。

2 県は、パートナー企業等の取組を県の屋根ソーラーポータルサイトに掲載すること等により広報します。

3 県は、パートナー企業等が、広告等において「信州屋根ソーラー普及パートナー」である旨を表示することを認めるものとします。

(登録内容の変更)

第7条 パートナー企業等は、その所在地又は名称等に変更が生じたときは、信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度登録内容変更届(様式第2号)を県に提出してください。

(登録の辞退)

第8条 パートナー企業等は、登録の辞退をしようとするときは、信州屋根ソーラー普及パートナーシップ制度登録辞退届(様式第3号)を県に提出してください。

(登録の取消し)

第9条 県は、パートナー企業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消し、第4条第2項に規定する信州屋根ソーラー普及パートナー登録証及び専用ロゴマークの使用を中止させるものとします。

- (1) 信州屋根ソーラー普及パートナー登録証又は専用ロゴマークが不正に使用された場合
- (2) 県内における活動実態がないと判断される場合
- (3) その他登録の取消しが適当と認められる場合

2 県は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた企業等へその旨を通知します。

(事務の所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、環境政策課ゼロカーボン推進室において所掌します。

附 則

この要綱は、令和6年10月24日から施行します。